

西南電気株式会社行動計画

1 計画期間 平成22年12月1日から平成27年11月30日までの5年間

2 内 容

目 標 所定外労働時間の削減をはかる。

< 対策 >

毎月第三水曜日に実施している「ノー残業デー」を継続して行う。

全社員の所定外労働時間を管理・把握、労使間の取決(36協定)

を越える所定外労働をした社員に対し、所属部門・部署長が今後の

対応を検討、時間外労働の削減を図る(平成21年8月より実施)